

令和5年11月21日

まちづくり委員会資料

令和5年第5回定例会 専決処分の報告について

報告第18号

市長の専決事項の指定について第6項による専決処分 訴えの提起について

まちづくり局

報告 訴えの提起について

1 被告の氏名等

No.	区 分	被告の氏名	居住の開始	備 考
1	使用料滞納者	* * * *	平成元年6月1日	○滞納月数・滞納額 10か月分・293,622円
2	不正入居者	* * * *	昭和62年3月15日	○不正入居となった日 令和5年1月15日

2 市営住宅の明渡を求める理由

- (1) 使用料滞納者：市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じないため
- (2) 不正入居者：市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去要求にも応じないため

3 市営住宅の明渡手続の主な経過

対象者について、川崎市営住宅等明渡請求審査会に付議し、明渡請求を行う旨を決定した後、次のとおり請求した。

- (1) 使用料滞納者：市営住宅明渡請求予告通知書を送付し、所定の期限内に使用料を納付するよう求めたが、応じなかったため、市営住宅明渡請求書を送付して賃貸借契約を解除し、市営住宅を明け渡すよう請求した。
- (2) 不正入居者：市営住宅明渡請求書を送付して市営住宅を明け渡すよう請求した。

No.	明渡請求予告通知年月日	明渡請求通知年月日	明 渡 期 限	訴えの提起年月日
1	令和5年5月2日	令和5年6月26日	令和5年9月26日	令和5年10月18日
2	—	令和5年8月22日	—	令和5年10月24日